

令和三年デジタル庁令第十号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第二条第一項、第三条第二項、第三項第五号及び第四項、第四条第一項及び第四項、第五条、第六条第一項及び第三項並びに第七条第一項及び第三項の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則を次のように定める。

（用語）

第一条 この令令において使用する用語は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（公的給付の支給等）

法第二条第二項のデジタル庁令で定めるものは、次に掲げるものとする。

（公的給付の支給等）

第一条 法第二条第二項のデジタル庁令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 二十一 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第二百三十二号）による職業転換給付金の支給（番号利用法別表第二省令第三十九条の二に規定する事務に係るものに限る。）
- 二十二 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施（番号利用法別表第二省令第三十九条の三第一号又は第三十九条の四に規定する事務に係るものに限る。）
- 二十三 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当又は特例給付の支給（番号利用法別表第二省令第四十条第一号から第五号までに規定する事務に係るものに限る。）
- 二十四 雇用保険法（昭和四十九年法律第二百十六号）による失業等給付又は育児休業給付の支給（番号利用法別表第二省令第四十条の三第二号又は第四十一条の三に規定する事務に係るものに限る。）
- 二十五 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の還付（番号利用法別表第二省令第四十三条の二第一号又は第四十三条の二に規定する事務に係るものに限る。）
- 二十六 昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給（番号利用法別表第二省令第四十三条の三に規定する事務に係るものに限る。）
- 二十七 中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による支援給付の支給（番号利用法別表第二省令第四十四条第一号から第三号までに規定する事務に係るものに限る。）
- 二十八 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第二百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、葬祭料又は介護手当の支給（番号利用法別表第二省令第四十五条に規定する事務に係るものに限る。）
- 二十九 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）による厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給（番号利用法別表第二省令第四十四条の五に規定する事務に係るものに限る。）
- 三十 平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給（番号利用法別表第二省令第四十五条に規定する事務に係るものに限る。）
- 三十一 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の還付（番号利用法別表第二省令第四十七条第一項第二号から第十一号まで、第十四号から第二十五号まで、第二十七号から第三十号まで、第三十八号、第四十号、第四十二号、第四十三号若しくは第四十八号又は同条第二項において読み替えて準用する同条第一項第十号、第十一号若しくは第十四号から第十七号までに規定する事務に係るものに限る。）
- 三十二 被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）による被災者生活再建支援金の支給（番号利用法別表第二省令第四十八条に規定する事務に係るものに限る。）
- 三十三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）による療養費の支給（番号利用法別表第二省令第四十九条第三号に規定する事務に係るものに限る。）
- 三十四 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第二百一号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給（番号利用法別表第二省令第四十九条の二に規定する事務に係るものに限る。）
- 三十五 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料の還付又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第二十一号）による改正前の農業者年金基金法による給付の支給（番号利用法別表第二省令第五十二条第二号から第七号まで、第十一号から第十五号まで又は第十七号に規定する事務に係るものに限る。）
- 三十六 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸与及び支給（番号利用法別表第二省令第五十三条第一号に規定する事務に係るものに限る。）
- 三十七 特定障害者に対する特別障害給付金の支給（番号利用法別表第二省令第五十三条第一号、第二号又は第六号に規定する事務に係るものに限る。）
- 三十八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十六年法律第二百六十六号）による特別障害給付金の支給（番号利用法別表第二省令第五十五条第一号又は第九号に規定する事務に係るものに限る。）
- 三十九 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成十九年法律第二百十一号）による保険給付又は給付の支給（番号利用法別表第二省令第五十六条に規定する事務に係るものに限る。）
- 四十 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給（番号利用法別表第二省令第五十七条に規定する事務に係るものに限る。）
- 四十一 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による職業訓練受講給付金の支給（番号利用法別表第二省令第五十九条に規定する事務に係るものに限る。）
- 四十二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施（番号利用法別表第二省令第五十九条の二の二第六号、第十三号又は第十四号に規定する事務に係るものに限る。）
- 四十三 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第二百二号）による年金生活者支援給付金の支給（番号利用法別表第二省令第五十九条の二の三に規定する事務に係るものに限る。）
- 四十四 法第十条の特定公的給付の支給（番号利用法別表第二省令第五十九条の四に規定する事務に係るものに限る。）
- 四十五 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第九号に規定する同法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち同法別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものに係る公的給付の支給（番号利用法別表第二省令第五十九条第九号に規定する事務に係るものに限る。）

加入者、事業主その他の国若しくは地方公共団体以外の者がその給付に要する費用及びその給付の事業に要することとされている年金に係る給付の支給、資金の貸付け又は地方税、保険料その他徴収金に係る還付金及び過誤納金（これらに加算すべき還付加算金を含む。）の還付（地方公共団体の長その他の執行機関が預貯金口座に金銭を払い込む方法により行うことができるようにする必要があるものに限る。）

（登録の申請等）

第三条 法第三条第二項、第四条第二項及び第七条第一項の申請並びに法第六条第一項の規定による届出（以下「法第三条第二項の申請等」という。）は、内閣総理大臣の使用に係る電子計算機と当該法第三条第二項の申請等を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用することにより行うものとする。

2 前項の法第三条第二項の申請等を行う者は、次に掲げる事項を当該法第三条第二項の申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請又は届出を行うものとする。

一 法第三条第三項第一号から第四号までに掲げる事項

二 氏名、住所及び生年月日

三 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先に係る情報

（電子情報処理組織による申請又は届出）

第四条 内閣総理大臣は、前条による法第三条第一項の申請等を受ける場合には、内閣総理大臣が適当と認める方法により、前条の電子情報処理組織に電気通信回線で接続した電子計算機を使用する者が当該法第三条第二項の申請等を行う者であることを確認しなければならない。

第四条の二 第三条に規定するもののほか、預貯金者は、法第三条第二項の申請等について、法第八条の規定に基づき内閣総理大臣の委託を受けた金融機関に、第三条第二項各号に掲げる事項を記載した申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）を書面又は電子情報処理組織を使用する方法により提出して行うことができる。

2 前項の申請書等の提出を受けた金融機関は、法第十二条第二項に規定する電子情報処理組織を使用して、当該申請書等に記載された事項を内閣総理大臣に通知するものとする。

（金融機関による本人確認）

第四条の三 金融機関は、前条による申請書等の提出を受ける場合には、次条で定める方法により、法第三条第二項の申請等を行つた預貯金者が本人であることを確認するため、本人特定事項（氏名、住所及び生年月日をいう。以下同じ。）の確認（以下「本人確認」という。）を行うものとする。ただし、本人確認済みの預貯金者が本人であることを確認するため、本人確認を行うことを要しない。

2 前項に規定する「本人確認済みの預貯金者の法第三条第二項の申請等」とは、次に掲げる場合における預貯金者による法第三条第二項の申請等であつて、金融機関が第四条の六に規定する方法により当該預貯金者について既に本人確認を行つていていることを確認した法第三条第二項の申請等をいう。

一 当該金融機関が他の金融機関に委託して前条による申請書等の提出を受ける場合において、当該他の金融機関が預貯金者について既に本人確認を行つており、かつ、当該本人確認について確認記録（金融機関が本人確認を行つた場合において直ちに、第四条の十一第一項各号に掲げる方法のいずれかにより作成する第四条の十一第一項各号に掲げる事項に関する記録をいう。以下同じ。）を保存している場合

二 当該金融機関が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の金融機関の事業を承継する場合において、当該他の金融機関が預貯金者について既に本人確認を行つており、かつ、当該金融機関が預貯金者について既に本人確認を行つており、かつ、当該確認記録を保存している場合

三 当該金融機関が預貯金者について既に本人確認を行つており、かつ、当該本人確認に係る確認記録を引き継ぎ、当該金融機関が当該確認記録を保存している場合

3 金融機関は、預貯金者の本人確認を行う場合において、当該預貯金者の同居の親族又は法定代理人が法第三条第二項の申請等の任に当たつている個人（以下「代理人等」という。）について申請等の任に当たつている個人が当該預貯金者と異なるときは、当該預貯金者の本人確認に加え、当該現に法第三条第二項の申請等の任に当たつている個人（以下「代理人等」という。）についても、本人確認を行うものとする。

（本人確認の方法）

第四条の四 本人確認の方法は、次の各号に掲げる方法のいずれかとする。

一 預貯金者は又はその代理人等から当該預貯金者の本人確認書類（次条各号に定める書類をいう。以下同じ。）のうち同条第一号及び第二号に定めるもの（以下「写真付き本人確認書類」という。）の提示（同条第二号に掲げる書類（一を限り発行され、又は発給されたものを除く。次号及び第三号において同じ。）の代理人等からの提示を除く。）を受ける方法

二 預貯金者は又はその代理人等から当該預貯金者の本人確認書類（次条第一号に掲げるものを除く。）の提示（同条第二号に掲げる書類の提示にあつては、当該書類の代理人等からの提示に限る。）を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている当該預貯金者の住所に宛てて、当該預貯金者の法第三条第二項の申請等に係る文書（以下「申請等関係文書」という。）を書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達の記録をする郵便又はこれらに準ずるもの（以下「書留郵便等」という。）により、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるもの（以下「転送不要郵便物等」という。）として送付する方法

三 預貯金者は又はその代理人等から当該預貯金者の本人確認書類のうち次条第三号に掲げるもののいずれか二の書類の提示を受ける方法又は同号に掲げる書類及び同条第二号、第四号若しくは第五号に掲げる書類若しくは当該預貯金者の現在の住所の記載がある補完書類（次項に規定する補完書類をいう。次号及び第九号において同じ。）の提示（同条第二号に掲げる書類の提示にあつては、当該書類の代理人等からの提示に限る。）を受ける方法

四 預貯金者は又はその代理人等から当該預貯金者の本人確認書類のうち次条第三号に掲げるものの提示を受け、かつ、当該本人確認書類以外の本人確認書類若しくは当該預貯金者の現在の住所の記載がある補完書類又はその写しの送付を受ける方法

2
五 預貯金者又はその代理人等から、金融機関が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該預貯金者又はその代理人等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該預貯金者の容貌及び写真付き本人確認書類の画像情報であつて、当該写真付き本人確認書類に記載されている本人特定事項、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真及び当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受ける方法

六 預貯金者又はその代理人等から、金融機関が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該預貯金者又はその代理人等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該預貯金者の容貌の画像情報をいう。）の送信を受けるとともに、当該預貯金者又はその代理人等から当該預貯金者の写真付き本人確認書類（本人特定事項及び写真の情報が記録されている半導体集積回路をいう。以下同じ。）に組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

七 預貯金者又はその代理人等から、金融機関が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該預貯金者又はその代理人等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該預貯金者の本人確認書類（次条第四号及び第五号に掲げるものを除き、一を限り発行され、又は発給されたものに限る。以下この号において単に「本人確認書類」という。）の画像情報であつて、当該本人確認書類に記載されている本人特定事項及び当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受ける、又は当該預貯金者若しくはその代理人等に当該ソフトウェアを使用して読み取りをさせた当該預貯金者の本人確認書類（本人特定事項の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、次に掲げる行為のいずれかを行う方法（法第三条第二項の申請等を行う者が次のイ又はロに規定する本人確認に係る預貯金者になりすましている疑いがある法第三条第二項の申請等又は当該確認が行われた際に本人特定事項を偽つていた疑いがある預貯金者（その代理人等が本人特定事項を偽つていた疑いがある預貯金者を含む。）による法第三条第二項の申請等を除く。）

八 他の特定事業者（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二条第二項に規定する特定事業者をいう。）が犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第七条第一項第一号に掲げる取引若しくは同項第三号に定める取引又は法第三条第二項の申請等を行う際に当該預貯金者について本人確認を行い、当該本人確認に係る確認記録を保存し、かつ、当該預貯金者又はその代理人等から当該預貯金者が当該確認記録に記録されている預貯金者と同一であることを示す事項の申告を受けることにより当該預貯金者が当該確認記録に記録されている預貯金者と同一であることを確認すること。

九 ロ 当該預貯金者の預貯金口座（当該預貯金口座に係る犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第七条第一項第一号イに掲げる取引を行う際に当該預貯金者について本人確認を行い、かつ、当該確認に係る確認記録を保存しているものに限る。）に金銭の振込みを行うとともに、当該預貯金者又はその代理人等から当該振込みを特定するために必要な事項が記載された預貯金通帳の写し又はこれに準ずるもの送付を受けること。

八 預貯金者又はその代理人等から当該預貯金者の本人確認書類の送付を受け、又は当該預貯金者の本人確認書類（本人特定事項の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報若しくは本人確認用画像情報（当該預貯金者又はその代理人等に金融機関が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該預貯金者の本人確認書類（次条第一号から第三号までに掲げるもののうち一を限り発行され、又は差給されたものに限る。）の画像情報であつて、当該本人確認書類に記載されている本人特定事項及び当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信（当該本人確認用画像情報に記載されることは、当該本人確認書類に記載され、又は当該情報に記録されている当該預貯金者の住所に宛てて、申請等関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法）

九 預貯金者又はその代理人等から当該預貯金者の現在の住所の記載がある本人確認書類の写し及び当該預貯金者の現在の住所の記載がある補完書類（次項第三号に掲げる書類にあっては、当該預貯金者と同居する者のものを含み、当該本人確認書類に当該預貯金者の現在の住所の記載がないときは、当該補完書類及び他の補完書類（当該預貯金者のものに限る。）とする。）若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該預貯金者の住所）に宛てて、申請等関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

十 その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの（金融機関に代わって住所を確認し、写真付き本人確認書類の提示を受け、並びに第四条の十一第一項第一号、第三号（括弧書を除く。）及び第十三号に掲げる事項を当該金融機関に伝達する措置がとられているものに限る。）により、預貯金者に対して、申請等関係文書を送付する方法

十一 預貯金者から、電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号。以下「電子署名法」という。）第四条第一項の認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書（当該預貯金者の本人特定事項の記録のあるものに限る。）及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた法第三条第二項の申請等に関する情報の送信を受ける方法

十二 預貯金者から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号。以下「公的個人認証法」という。）第三条第六項又は第十六条の二第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される公的個人認証法第二条第一項に規定する電子署名が行われた法第三条第二項の申請等に関する情報の送信を受ける方法（金融機関が公的個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者である場合に限る。）

十三 預貯金者から、公的個人認証法第十七条第一項第五号に掲げる内閣総理大臣及び総務大臣の認定を受けた者であつて、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務（電子署名法第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。）の用に供する電子証明書（当該預貯金者の本人特定事項の記録のあるものに限り、当該預貯金者に係る利用者（電子署名法第二条第二項に規定する利用者をいう。）の真偽の確認が、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第五条第一項各号に掲げる方法により行われて発行されるものに限る。）及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた法第三条第二項の申請等に関する情報の送信を受ける方法

金融機関は、前項第一号から第八号までに掲げる方法（同項第三号に掲げる方法にあつては当該預貯金者の現在の住所が記載された次に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、有効期間又是有効期限のある第四号及び第五号に掲げるものにあつては金融機関が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては領收日付の押印又は発行年月日の記載があるも

ので、その日が金融機関が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。の提示を受ける場合を、同項第四号に掲げる方法にあつては当該預貯金者の現在の住所が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。により本人確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該預貯金者の現在の住所の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に当該預貯金者の現在の住所の情報の記録がないときは、当該預貯金者又はその代理人等から、当該記載がある当該預貯金者の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、当該預貯金者の現在の住所を確認することができる。この場合においては、同項の規定にかかわらず、同項第二号又は第八号に規定する申請等関係文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該預貯金者の住所に宛てて送付するものとす
る。

二
国税又は地方税の領收証書又は納税證明書
所得稅法(昭和四十年法律第三十三号)第

三 公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに

領收証書

四 前三号に掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該預貯金者の氏名及び住所の記載があるもの（内閣総理大臣が指定するものを除く。）
五 日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、本人確認書類のうち次条に定めるものに準ずるもの（当該預貯金者の氏名及び住所の記載があるものに限る。）

申請等關係文書を書留便函等によつて郵送不要便函等として送付する。ことは併せて、沙に指
出する。金額欄は第一項第二号の金額欄に於ける金額に依る。方法により本ノベル電話を行ふ場合においては、

（当該本預貯金者に申請等に関する文書を交付する方法）
（当該本預貯金者に申請等に関する文書を交付する方法）

人確認書類若しくは補完書類又はその写しを用いて前項の規定により当該預貯金者の現在の住所を確認した場合に限る。)

(本人確認書類)
第四条の五 前条第一項（第四条の七第一項において準用する場合を含む。）に規定する方法において、金融機関が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に定める書類のいずれかとする。ただし、

第1号及び第3号に掲げる本人確認書類並びに有効期間のある第二号及び第五号に掲げる本人確認書類にあつては、金融機関が提示又は送付を受ける日において有効なものにその他、本人が預金請求権にあつては、金融機関が提示又は送付を受ける日以前の前6ヶ月以内に作成せしものと取り扱ふ。

（運転免許証等（道路交通法（昭和三十五年法律第五百五号）第九十一条第一項に規定する運転免許証又は同法第一百四条の四第五項（同法第一百五十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する）に規定する場合を含む。）

る運転経験、明書をいう。」出入人国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百三十九号)第十九条の三に規定する在留カード、日本国籍との和平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入りを規制するものである。

国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、旅券等（出入国管理及び難民認定法第二条第五号に掲げる旅券又は同条第六号に掲げる乗員手帳をいう。）若しくは同法第十四条の二第四項に規定する船舶観光上陸許可書

(その交付に際して当該交付を受ける者の同法第二条第五号に掲げる旅券の写しが貼り付けられたものに限る。)又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳若しくは戦傷病者手帳

(預貯金者の本人特定事項の記載があるものに限る)
二 前号に該するもの、官公署から「るる差し附け」、又は差治された書類その也これに頼るもので、預貯金者の本人特定期の記載があり、かつ、当該官公署が当該預貯金者の写真を貼り寸ナ

たもの

三、国民健康保険、健保会員、船員保険、高齢者医療保険の被保険者は誰か？
支交金も各保険会員が負担する。被保険者は誰か？
健康保険は雇用主と労働者が共済組合を結ぶ。
公務員は地方公務員共済組合を結ぶ。
民間労働者は労働組合を結ぶ。

行の現況に於交付され得る国民年金手帳の現行年金制度の機能強化化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和二年法律第十四号) 第二条の規定による改正前の国民年金法(昭和三十四年の法律)と、

（法律第百四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいい、預貯金者の本人特定事項の記載があるものに限り、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行による

同項に規定する書類とみなされる間に限る。) 児童扶養手当証書 特別児童扶養手当証書又は母子健康手帳(預貯金者の本人特定事項の記載があるものに限る。)

四 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）

第一号から第四号までに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、預貯金者の本人特定事項の記載があるもの（内閣総理大臣が指定するもの）を余る。

(預貯金者について既に本人確認を行つてることを確認する方法)

預貯金者について既に本人確認を行っていることを確認する方法は、金融機関が次の各号のいずれかにより預貯金者が確認記録に記録されている預貯金者と同一であることを確認する

方法とする。預貯金通帳その他の預貯金者が確認記録に記録されている預貯金者と同一であることを示す書類その他の物の提示又は送付を受けること。

二 預貯金者しか知り得ない事項その他の預貯金者が確認記録に記録されている預貯金者と同一であることを示す事項の申告を受けること。

前項の規定にかかるわざ、金融機関は、預貯金者又は代理人人等と面識がある場合その他、他の預貯金者が確認記録に記録されている預貯金者と同一であることが明らかな場合は、当該預貯金者が確認記録に記録されていてる預貯金者と同一であることを確認したものとすることができる。

(代理人等の本人確認の方法)

第四条の七 代理人等の本人確認の方法については、第四条の四第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(本人確認の方法の特例)

第四条の八 金融機関は、本人確認に相当する確認（当該確認について確認記録に相当する記録の作成及び保存をしていいる場合におけるものに限る。）を行っている預貯金者又は代理人等については、第四条の六に規定する方法に相当する方法により既に当該確認を行っていることを確認するとともに、当該記録を確認記録として保存する方法により本人確認を行うことができる。

2 前項第三項の規定は、前項に規定する方法により代理人等の本人確認を行いう場合に準用する。

(確認記録の保存)

第四条の九 金融機関は、確認記録を、法第三条第二項の申請等を受けた日から、七年間保存するものとする。

(確認記録の作成方法)

第四条の十 確認記録の作成方法は、次に掲げる方法とする。

一 確認記録を文書、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）又はマイクロフィルムを用いて作成する方法

二 次のイからチまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イからチまでに定めるもの（以下「添付資料」という。）を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム（トに掲げる場合にあつては、電磁的記録に限る。）を用いて確認記録に添付する方法

イ 第四条の四第一項第四号（第四条の七第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人確認を行つたとき 当該送付を受けた本人確認書類若しくは補完書類又はその写し

ロ 第四条の四第一項第五号（第四条の七第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人確認を行つたとき 当該本人確認用画像情報又はその写し

ハ 第四条の四第一項第六号（第四条の七第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人確認を行つたとき 当該本人確認用画像情報及びに当該半導体集積回路に記録された本

人特定事項及び写真の情報又はその写し

ニ 第四条の四第一項第七号（第四条の七第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人確認を行つたとき 当該本人確認用画像情報又は当該半導体集積回路に記録された本人

特定事項の情報又はその写し

ホ 第四条の四第一項第八号（第四条の七第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人確認を行つたとき 当該本人確認用画像情報又は当該補完書類若しくはその写し

ヘ 第四条の四第一項第九号（第四条の七第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人確認を行つたとき 当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写し

ト 第四条の四第一項第十一号から第十三号まで（これらの規定を第四条の七第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人確認を行つたとき 当該方法により本人確認を行つたことを証するに足りる電磁的記録

チ 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けることにより第四条の四第二項（第四条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定により預貯金者又は代理人等の現在の住所の確認を行つたとき 当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し

前項第二号に掲げる方法において確認記録に添付した添付資料は、当該確認記録の一部とみなす。

（確認記録の記録事項）
第四条の十一 確認記録に記録する事項は、次に掲げる事項とする。

第四条の十一 確認記録に記録する事項は、次に掲げる事項とする。

一 本人確認を行つた者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項

二 確認記録の作成者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項

三 預貯金者は代理人等の本人確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、当該提示を受けた日付及び時刻（当該提示を受けた本人確認書類又は補完書類の写しを確認記録に添付し、確認記録と共に第四条の九に定める日から七年間保存する場合にあつては、日付に限る。）

四 預貯金者又は代理人等の本人確認のために本人確認書類又は補完書類又はその写しの送付を受けたときは、当該送付を受けた日付

五 第四条の四第一項第二号若しくは第八号から第十号まで（これらの規定を第四条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定により預貯金者又は代理人等の本人確認を行つたときは、金融機関が申請等関係文書を送付した日付

六 第四条の四第一項第五号（第四条の七第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により預貯金者又は代理人等の本人確認を行つたときは、金融機関が本人確認用画像情報の送信を受けた日付

七 第四条の四第一項第六号（第四条の七第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により預貯金者又は代理人等の本人確認を行つたときは、金融機関が本人確認用画像情報の送信を受けた日付並びに半導体集積回路に記録された本人特定事項及び写真の情報の送信を受けた日付

八 第四条の四第一項第七号（第四条の七第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により預貯金者又は代理人等の本人確認を行つたときは、金融機関が本人確認用画像情報の送信を受けた日付又は半導体集積回路に記録された本人特定事項の情報の送信を受けた日付

九 第四条の四第一項第八号（第四条の七第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により預貯金者又は代理人等の本人確認を行つたときは、金融機関が本人確認用画像情報の送信を受けた日付

十 第四条の四第三項又は第四条の七第二項の規定により預貯金者又は代理人等の本人確認を行つたときは、当該各項に規定する交付を行つた日付

十一 本人確認を行つた法第三条第二項の申請等の種類
十二 預貯金者又は代理人等の本人確認を行つた方法

六 第四条の四第一項第五号（第四条の七第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により預貯金者又は代理人等の本人確認を行つたときは、金融機関が本人確認用画像情報の送信を受けた日付

十一 本人確認を行つた法第三条第二項の申請等の種類
十二 預貯金者又は代理人等の本人確認を行つた方法

十三 預貯金者又は代理人等の本人確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項

十四 本人確認書類又は補完書類の提示を受けることにより第四条の四第二項（第四条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定により預貯金者又は代理人等の現在の住所の確認を行つたときは、当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項

十五 預貯金者の本人特定事項

十六 代理人等により法第三条第二項の申請等が行われたときは、当該代理人等の本人特定事項、当該代理人等と預貯金者との関係及び当該代理人等が預貯金者のために法第三条第一項の申請等の任に当たつていると認めた理由

十七 預貯金者が自己の氏名と異なる名義を法第三条第二項の申請等に用いるときは、当該名義及び預貯金者が自己の氏名と異なる名義を用いる理由

十八 確認記録等を検索するための口座番号その他の事項

二 金融機関は、添付資料を確認記録に添付するとき又は前項第三号の規定により本人確認書類若しくは補完書類の写しを確認記録に添付するときは、同項各号に掲げる事項のうち当該添付資料又は当該本人確認書類若しくは補完書類の写しに記載があるものについては、同項の規定にかかわらず、確認記録に記録しないことができる。

三 金融機関は、第一項第十五号から第十八号までに掲げる事項に変更又は追加があることを知つた場合は、当該変更又は追加に係る内容を確認記録に付記するものとし、既に確認記録又は同項第三号の規定により添付した本人確認書類若しくは補完書類の写し若しくは添付資料に記録され、又は記載されている内容（過去に行われた当該変更又は追加に係る内容を除く。）を消去してはならない。この場合において、金融機関は、確認記録に付記することに代えて、変更又は追加に係る内容の記録を別途作成し、当該記録を確認記録と共に保存することとすることができる。

（公的給付支給等口座登録簿の記録事項）

第五条 法第三条第三項第五号のデジタル序令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第三条第二項第二号及び第三号に掲げる事項

二 申請若しくは届出をした年月日又は法第五条第一項の同意を得た年月日

三 申請若しくは届出の受付をした者又は法第五条第一項の提供を行つた行政機関の長等

四 公的給付支給等口座登録簿に記録した年月日

（第三条に係る通知の方法）

第六条 法第三条第四項、第四条第四項、第五条第二項、第六条第三項及び第七条第三項の規定による通知は、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により行うものとする。

（登録に係る通知事項）

第七条 法第三条第四項のデジタル序令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 公的給付支給等口座登録者は、当該登録に係る預貯金口座以外の一の預貯金口座であつて公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができるものについて、変更の登録を受けることができる旨

二 公的給付支給等口座登録者は、法第三条第三項各号に掲げる事項に変更があつたとき又は誤りがあつたときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない旨

三 公的給付支給等口座登録者は、内閣総理大臣に対し、法第三条第一項の登録の抹消の申請をすることができる旨

四 行政機関の長等は、公的給付の支給等に係る金銭の授受をするために必要があるときは、内閣総理大臣に対し、公的給付支給等口座登録簿に記録された法第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項に係る情報の提供を求めることができる旨

五 公的給付支給等口座登録簿に記録した年月日

（変更の登録に係る通知事項）

第八条 法第四条第四項のデジタル序令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

（法第五条第一項のデジタル序令で定める者）

第九条 法第五条第一項のデジタル序令で定める者は、国税庁長官とする。

（法第五条第一項の規定による同意に関する手続）

第十条 法第五条第一項の規定による預貯金者の同意は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法によつて得るものとする。

（法第五条第一項の規定による提供方法）

第十一条 法第五条第一項の規定による法第三条第三項各号に掲げる事項の内閣総理大臣への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 第九条に規定する者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて内閣総理大臣の使用に係る電子計算機に第五条第一項第一号及び第二号に掲げる事項を送信する方法

二 第九条に規定する者から第五条第一項第一号及び第二号に掲げる事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）を内閣総理大臣に送付する方法

（預金保険機構による個人番号の確認）

第十二条 預金保険機構は、法第十二条第一項第二号に掲げる業務を行う場合において、必要があるときは、地方公共団体情報システム機構から機関保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機関保存本人確認情報をいう。）のうち住民票コード以外のものの提供を受けて個人番号の確認を行うものとする。

(預金保険機構の業務の特例)

第十三條 預金保険機構は、法第十二条第一項第三号に掲げる業務として同条第二項に規定する電子情報処理組織の整備を行う。

この府令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則

（令和四年七月二二日デジタル府令第一号）

この府令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令（令和四年デジタル府・総務省令第八号）の施行の日から施行する。

附 則

（令和五年七月二二日デジタル府令第一号）

この府令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令（令和五年デジタル府・総務省令第十二号）の施行の日から施行する。

附 則

（令和六年一月三一日デジタル府令第一号）

この府令は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附 則

（令和六年二月二六日デジタル府令第三号）

この府令は、令和六年三月一日から施行する。